

平成31年度事業計画書

1. 基本方針

当協会は、平成17年5月、それまで別個に活動していた社団法人日本土地区画整理協会と社団法人全国土地区画整理組合連合会が一つの法人となり、土地区画整理事業とそれによるまちづくりに関する調査・研究、情報発信・交流、相談・助言等を一元的に行う団体として発足した。さらに、平成24年4月には、いわゆる公益法人制度改革法に基づいた公益社団法人として再出発してきた。当協会は、これまでの活動の中で培ってきた知識、情報を活用して土地区画整理事業やそれによるまちづくりに取り組む地方公共団体、土地区画整理組合等への支援に努めることを第一として、広く区画整理によるまちづくりの推進を図る。

また、近年の人口減少・少子高齢化による社会構造の変化、市街地の拡散、震災等の各種害に対して強さとしなやかさを備えた国土づくりへの意識の高まりに対応して国のまちづくり施策は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進、都市の国際競争力の強化、都市の防災・減災対策の推進などの大きな動きが生じている。

これらを実現するうえで、土地区画整理事業は有効な手段であることから、当協会は、今までの活動を基礎に据えつつ、これらの新たな動向を踏まえたまちづくりの課題に積極的に取り組むこととする。

2. 事業計画

(1) 社員総会・理事会、大会等の開催

- (イ) 社員総会及び理事会を開催し会務に関する審議を行う。
- (ロ) 第42回土地区画整理全国大会を、平成31年11月7日、8日の両日にわたり熊本県熊本市内において開催する。
また、その場において街づくり区画整理協会会长賞及び功労賞の授与を行う。

(2) 調査・研究等の実施

- (イ) 平成23年の東日本大震災の被災地の復興計画に関し、引続き必要な調査・検討を行う。また、東日本大震災にかかる復興区画整理の促進に向けた取り組みや工夫についての記録の取りまとめに着手する。
都市の防災・減災に向けた取り組みの促進のため必要な検討を行う。
- (ロ) 既成市街地の整備推進方策及び区画整理組合の経営改善方策等の諸課題について実態調査及び研究会の開催等を行う。具体的には、
 - ・街づくりの新たなニーズに対応し、エリアマネジメントの促進や都市環境形成の実現に向けた検討等を行う。
 - ・「小規模で柔軟な区画整理活用ガイドライン」(国土交通省 平成30年11月策定)、「立体換地活用マニュアル」(国土交通省 平成28年9月)等の活用等により、コンパクトシティの実現に向けた“区画整理手法を活用したまちづくり”的普及・

推進のため、関係する機関等とも協力して調査・事業化促進支援等を行う。

- ・建物との一体的な土地区画整理事業を推進するため、一体的施行に係る諸課題について検討等を行う。

- ・地方再生（地域の活性化）に資する市街地整備事業のあり方に関して必要な検討等を行う。

(ハ) 地方公益法人部会（一部会）を開催し、当面する課題の解決策等について研究・討議を行う。

(ニ) 大都市部会（二部会）を開催し、会員の課題解決方策の研究のため、政令指定都市等の担当者による研究討議を行う。その際、既成市街地整備の新たな取り組みに関し重点に検討を行う。また、大都市市街地整備主管局長会議に対し支援等を行う。

(ホ) 組合区画整理事業部会（三部会）を開催し、現在事業中の組合施行区画整理事業の経営改善方策や既成市街地などにおける新たな組合施行区画整理事業（会社施行を含め）の展開など区画整理組合等事業の諸課題に関して、調査・研究・情報交換及び解決策の提案等を行う。又、地方ブロック会議や各都道府県組合連合会の活動に対し支援を行う。

(ヘ) 要請に応じて、賛助会員等による研究会を開催する。

(ト) 各種調査結果を基に、専門図書を刊行するほか、必要に応じ既刊の図書の改訂を行う。

(チ) 区画整理事業の活用による都市整備課題の解決のため行われる市街地整備促進協議会の研究部会活動を支援する。

(リ) 海外における土地区画整理事業及び類似の都市開発手法に関し、技術交流を図る。

(ヌ) 土地区画整理事業に関する受託調査などの調査研究を実施する。

(3) 講習会及び研修会等の開催

(イ) 土地区画整理事業に関する知識・技術の普及・向上を図るため、様々なレベルやテーマに応じた実務講習会の開催、先進事例地区における“街づくり現地研修会”等を実施する。

(ロ) 国際協力機構と協力して課題別研修“都市開発のための土地区画整理手法”コースの実施に当たる。

(ハ) 講習会のカリキュラムの見直し及び新規講習項目の設定など受講者のニーズに合った講習会のあり方について検討する。

(4) 会員等の個別の課題に答える“相談室”的常設

年間500件に及ぶ多数の相談（口頭による件数は除く）に適切に対応する。

(イ) 電話・ファックス・来会など相談手段や相談内容に応じ臨機応変に対処する。協会職員のほか講習会講師や学識経験者等で構成する専門参与による個別相談など内容の充実を図る。

- (ロ) 特に、組合区画整理事業の経営改善問題などに関して、弁護士・実務経験者・税理士等の支援を受けた相談室を常設する。
- (ハ) 過去の相談結果についてデータベース化を図るなど相談業務の一層の充実に努める。

(5) 機関誌の発行

機関誌“区画整理”を毎月発行する。また、紙面内容の充実に努める。

(6) 事業推進大会の開催等

全国土地区画整理事業推進協議会等の関係団体とともに土地区画整理事業に関する推進大会を開催する。関係予算の獲得、事業の促進に関する施策の充実等について関係機関に対し、提言・要望活動を行う。

(7) 表彰の実施

土地区画整理事業を活用した街づくりの推進に顕著な功績のあるものに対して街づくり区画整理協会会长賞及び功労賞の選定、表彰を行う。また、東日本大震災における復興土地区画整理事業の平成28年4月以降の応援派遣者についての調査に着手する。

(公財)都市計画協会の土地区画整理阿部功労賞受賞者に対し、副賞を贈呈する。

(8) インターネット・ホームページの充実

協会業務のP.R及び会員サービスの向上を図るため内容の充実を図る。

(9) 区画整理の人材活用等

未経験市町村等における人材不足に対応するため、インハウス・アドバイザーとしての区画整理事業専門家の紹介制度等について研究・検討する。

(10) その他

まちづくり月間等に協賛するほか、必要に応じ関連会議等を共催又は協賛する。